

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | | |
|-----------------|---|--------|-----------|
| 物品番号 | - | 仕様書番号 | 3-1 |
| 給食業務の部外委託 | | 作成 | 平成25年1月8日 |
| | | 変更 | 令和2年12月3日 |
| | | 作成部隊等名 | 需品学校 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の松戸駐屯地及び柏高射教育訓練場における給食業務の部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者をいう。

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者をいう。

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者をいう。

d) 官側

契約担当官、検査官及び監督官をいう。

e) 受託者

給食業務の部外委託契約を請け負う者をいう。

f) 作業従事者

この役務に直接従事する者をいう。

g) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者をいう。

h) 作業従事者等

現場責任者及び作業従事者をいう。

i) 調理師

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を有する者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

3-2 食器洗浄及び清掃作業部外委託

b) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）

大量調理施設衛生管理マニュアル

（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号）

2 役務に関する要求

役務に関する要求は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

2.1 作業条件

受託者は、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、パートタイム労働法、労災保険法などの関

係法令に基づき作業従事者の労務管理を行うものとし、これらの履行について争議が発生した場合、契約担当官もしくは給食担当官に対し、書面により経緯を説明するものとする。

2.2 本委託業務の概要

本委託業務の概要は、次による。

- 令和3年度給食業務部外委託予定表(松戸駐屯地)及び令和3年度給食業務部外委託予定表(柏高射教育訓練場)は、表1とする。
- 官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理するものとする。
- 指定された食事時間内に配食並びにこれらに付随する食材、調味料などの運搬、調理器材、用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃を行うものとする。
- 1日あたりの標準食数、配食時間、配食レーンは表2を基準とするが、災害等の不測事態及び訓練等により突発的な食数の増数及び食事時間を変更する場合があります、受託者は、官側との調整により柔軟に対応するものとする。

表2-1日あたりの標準食数及び配食レーン

| 区 分 | | 平 日 | 休日(土・日・祝日) |
|-----|---|-------------------|-------------------|
| 朝食 | 食 数 | 3 2 0 | 0 |
| | | 0 | 0 |
| | 食事時間 | 0 6 0 5 ~ 0 7 0 0 | |
| | 曹士食堂 | 2 コ配食レーン | 1 コ配食レーン |
| | 幹部食堂 | 1 コ配食レーン | 0 コ配食レーン |
| 昼食 | 食 数 | 3 6 0 | 1 3 0 |
| | | 3 0 | 0 |
| | 食事時間 | 1 1 4 0 ~ 1 2 4 5 | 1 1 4 0 ~ 1 2 4 5 |
| | 曹士食堂 | 2 コ配食レーン | 1 コ配食レーン |
| | 幹部食堂 | 1 コ配食レーン | 0 コ配食レーン |
| 夕食 | 食 数 | 2 8 0 | 1 2 0 |
| | | 1 0 | 0 |
| | 食事時間 | 1 6 3 0 ~ 1 8 0 0 | 1 6 3 0 ~ 1 7 4 5 |
| | 曹士食堂 | 2 コ配食レーン | 1 コ配食レーン |
| | 幹部食堂 | 1 コ配食レーン | 0 コ配食レーン |
| 注 記 | 食数 上段：松戸駐屯地 下段：柏高射教育訓練場 配食レーン：柏高射教育訓練場は1個配食レーン その他：運搬食及び会食等はその都度指示する。 | | |

2.2.1 確保すべき業務の質

確保すべき業務の質は、次による。

- 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食するものとする。
- 1.3の法令等を遵守するほか、役務全般にわたり、衛生面、安全面及び従事者などの健康面に最大限の注意を払うとともに、隊員の満足向上を図るものとする。

2.2.2 調理工程

調理工程は、表3を基準とする。

2.3 本委託業務の態勢

本委託業務の態勢は、調達要領指定書に指定する場合を除き、次による。

- 受託者は、委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を自らの判断で決定し、2.3.1及び2.3.2に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

2.3.1 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げないものとし、以下の要件を満たすものとする。

- a) 本委託業務に必要な知識、技術を有する者とする。
- b) 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できる者とする。
- c) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれるものとする。
- d) 受託者の社員であり、かつ同一メニューを1回100食以上提供する集団給食業務経験が1年以上の者及び調理師免許を保有する者を充てるものとし、受託者は、その証明を官側が示す時期までに提出し、承認を受けるものとする。
ただし、柏高射教育訓練場については、1回30食以上提供する集団給食業務経験が1年以上の者又は調理師免許を保有する者を充てるものとする。
- e) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができるものとする。

2.3.2 作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

- a) 調理作業に従事する者は、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理するものとする。
- b) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができる者とする。

2.4 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- a) 受託者は、厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」（以下“マニュアル”という。）に定める調理従事者などの衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。ただし、マニュアルの5（4）③に記述される、「また、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。」については、官側としてこれを要求しないものとし、受託者が自主的に実施する場合は、受託者側の負担とする。
- b) 受託者は、作業従事者等について、部外医療機関において、毎月、腸管出血性大腸菌O157検査を含んだ菌検索を実施し、その結果を表7で示す時期までに提出するものとする。
なお、5月から10月の間は毎月2回実施するものとし、官側が必要と認めた菌検索については、その都度対応するものとする。
- c) 作業従事者等に係る食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には、受託者が官側に対し損害賠償の責任を負うものとする。
- d) 受託者は、作業従事者等について、官側が“マニュアル”別紙に示す従事者等の衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格を指示した者は、就業させてはならないものとする。
- e) 受託者は、衛生管理に関する点検及び教育を月1回以上行うものとし、点検者等は作業従事者等以外で「食品衛生責任者」の資格を有する者とする。

3 本委託業務の細部内容

本委託業務の細部内容は、調達要領指定書に指定する場合を除き、次による。

3.1 全般

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔なものを使用し、白色を基調とした調理服、エプロン、マスク及び手袋等を着用するとともに、容易に脱落しないように名札を付けるものとする。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章又は、これに類する帽子等を容易に脱落しないように装着するものとする。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加し、調理及び配食の細部要領について調理工程表等を用い説明し、認識の統一を図るものとする。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けに亘り衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。
- d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物品を厨房内に持ち込まないものとする。また、現場責任者にあつては、筆記具などの持ち込みが必要な場合も必要最小限とし、紛失及び脱落防止に

努めるものとする。

- e) 作業従事者等の官側における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。
- f) 作業の進捗によって、官側が示す調理工程表の時間内に作業が終了しない場合については、作業が終了するまで実施するものとする。

3.2 作業に関する指示

- a) 給食器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全には、万全を期すものとする。
 - 2) 作業従事者等が給食器材などを使用して負傷した場合は、受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、給食器材の故障の未然防止に努めるものとする。
 - 4) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。
- b) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- c) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受け入れに協力するものとする。
- d) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、または利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。

3.3 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、汁物、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、茹（ゆ）で、炒（いた）め、蒸し、和え物、サラダ、小鉢物、漬物、果物、手作りデザート、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイル、運搬食の準備、飲み物の準備及び会食の準備などの調理作業を実施するものとする。

ただし、必要によりその都度指示する。

3.4 配食作業

- a) 調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置、ボイル済レトルト品の交付準備、運搬食等の準備、盛り付け（会食時における会場での盛り付けを含む。）の実施に併せて、隊員等への配食を実施するものとする。
- b) 配食を行う作業従事者は、配食専用エプロンなどを着用するものとする。

3.5 調理・配食に付随する作業

3.5.1 食材・調味料等の受領

現場責任者は、官側立会いの下、倉庫からの払出し時など必要により食材、調味料などの搬入・運搬作業の補助を実施するものとする。

3.5.2 給食器材・用具などの洗浄等、整備及び格納

給食器材、用具などの使用後の洗浄、乾燥、消毒、整備及び格納を実施するものとする。

3.5.3 厨房内の清掃作業及び清掃等施設

a) 厨房内の清掃作業

厨房（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯設備を含む。）及び調理作業などで使用した器材・器具の清掃及び調理作業などによって発生した残菜、残飯、廃油などの処理を実施するものとする。

b) 清掃等施設

清掃等施設は、表4を基準とする。

表4－清掃等施設

| 区 分 | | 面 積 | |
|-------|-------|---------|----------|
| | | 松戸駐屯地 | 柏高射教育訓練場 |
| 厨房等施設 | 調理室 | 177.21㎡ | 38.48㎡ |
| | 配食室 | 50.04㎡ | 30.00㎡ |
| | 下処理室 | 61.19㎡ | — |
| | 厨芥処理室 | 41.83㎡ | — |
| | 衛生準備室 | 14.20㎡ | — |

| | | | |
|--|------|--------|---|
| | 男女控室 | 63.21㎡ | — |
|--|------|--------|---|

4 監督・検査

- a) 朝食，昼食及び夕食の各作業の実施間又は検食後，裁断要領，調理作業，配食作業，衛生及び安全面について，また，管理など作業要領について監督官から指示等を受けた場合は，現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。
- b) 調理・配食作業が終了したときは，検査官から表5に示す検査を受けるものとする。

表5－検査項目

| 検査の時期 | 検査項目 |
|-------------------|--------------------------|
| 朝食，昼食，夕食の各調理作業終了時 | 献立，食材，官側の指示に基づく調理の仕上がり状況 |
| 朝食，昼食，夕食の各配食作業終了時 | 配食数，配食の遅延等の状況 |
| その日の作業終了時 | 器材洗浄，厨房等の清掃状況，用具の員数，格納状況 |

- c) 受託者は，仕様書に示す作業，経費負担及び提出書類などが適時かつ確実に実施できず，官側から改善・処置を求められた場合には，速やかに改善計画を提出し，官側の承認を得た後，改善するものとする。
- d) 前項の改善計画による改善がなされなかった場合，官側は契約に関する減額又は契約解除などの処置を講ずるものとする。

5 その他の指示

5.1 官側からの通知事項

官側からの通知事項は，表6による。

表6－官側からの通知事項

| 通知事項 | 通知頻度 | 通知時期（基準） | 備考 |
|---------------|------|---------------|---|
| 給食予定人員 | 月1回 | 翌月分を前月10日まで | 4月分は左記に関わらず引き継ぎ期間に通知 |
| 献立表 | 月1回 | 同上 | 同上 |
| 確定人員 献立材料表 | 週3回 | 当該給食日の3～7日前基準 | 下記の通り通知することを例とする。 1 前週金曜日に月～金曜日分を通知 2 月曜日に土・日曜日分を通知 |
| 調理及び配食細部要領 | 平日毎日 | 平日朝09時00分 | 調理ミーティング時 |

5.2 提出書類

受託者が，官側に提出する書類は，表7による。

表7－提出書類

| 提出書類名 | 提出頻度 | 提出時期 | 備考 |
|--------------------|------|------------|--|
| 陸自における部外委託業務経験関連資料 | 年1回 | 業務開始10日前まで | 当該受託駐屯地以外での受託駐屯地名、受託期間、契約履行・不履行の別（契約不履行となった理由を含む。） |
| 現場責任者の勤務時経験関連資料 | 年1回 | 業務開始10日前まで | — |

表 7 - 提出書類(続き)

| 提出書類名 | 提出頻度 | 提出時期 | 備考 |
|------------------------|---------|--|--|
| 作業従事者一覧 | 年 1 回 | 同 上 | 従事者に変更があればその都度提出するものとする。 |
| 作業従事者調理師免許の写し(免許保有者のみ) | 年 1 回 | 同 上 | 同 上 |
| 作業従事者菌検索結果 | 月 1 回以上 | 1 毎月末まで (ただし、受託年度 4 月分は業務開始の 10 日前まで) 2 5 月～10 月までの期間は、月 2 回検査を実施 その結果については、 第 2 週分→毎月末まで 第 4 週分→翌月第 2 週末まで | 1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めるものとする。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者に変更があればその都度提出するものとする。 |
| 作業従事者勤務割振表(勤務予定表) | 月 1 回 | 翌月分を前月 25 日まで (ただし、受託年度 4 月分は業務開始前月 20 日まで) | 従事者に変更があればその都度提出するものとする。 |
| 役務完了届 | 月 1 回 | 当月分を翌月 5 日まで | — |
| 調理工程表 | 日々 | ミーティング実施日の 5 日前まで | 急な献立変更がある場合(開庁日含む)については、その都度調整するものとする。 |
| 衛生管理に関する点検及び教育の実施記録 | 月 1 回 | 当月分を翌月 7 日まで ただし、受託年度 3 月は当月末まで | 2.4e) に示す内容のものとする。 |

5.3 受託者が使用できる国有財産

a) 施設

本委託業務に係る施設は、松戸駐屯地及び柏高射教育訓練場の食堂、厨房、控室及び更衣室とする。

b) 厨房器材・器具等

厨房器材・器具等は、表 8 を基準とする。

表 8 - 厨房器材・器具等

| 厨房器材及び器具 | 数 量 | | 型式等 |
|-------------|-------|----------|--|
| | 松戸駐屯地 | 柏高射教育訓練場 | |
| 連続式ガス炊飯装置 | 1 台 | — | (株)アイホー「ARS-15G」 |
| 縦型ガス炊飯器 2 号 | — | 1 台 | (株)コメットカトウ「CRA-100N」 |
| ガスレンジ 3 号 | — | 1 台 | (株)コメットカトウ「XY-1260A」 |
| 浸漬充填機 | 1 台 | — | (株)アイホー「AMP-5特」 |
| 適温・選択配食器材 | 3 台 | — | トーヨー商事(株)「NT-187-E」×2, 「NT-157-E」×1 |

表 8 - 厨房器材・器具等 (続き)

| 厨房器材及び器具 | 数 量 | | 型式等 |
|-----------------|-----------|--------------|---|
| | 松戸 駐屯地 | 柏高射教 育訓練場 | |
| 蒸気・ガス煮炊き釜 | 3 台 | 1 台 | 服部工業 (株)「RHST-32C」×3 服部工業 (株)「GHSL-28」 |
| ティルティングパン | 1 台 | — | (株)コメットカトウ「TP-100」 |
| 揚げ物機 | 1 台 | — | (株)フジマック「FGFD40」 |
| 野菜切裁用調理機 | 1 台 | 1 台 | (株)エムラ販売「MG-101K」 |
| 肉ひき機 | 1 台 | — | (株)南常鉄工「MS-12B」 |
| 球根皮むき機 | 1 台 | 1 台 | (株)アイホー「P-47」 |
| スチームコンベクションオープン | 2 台 | — | (株)コメットカトウ「CSV-E10」 |
| ブラストチラー | 1 台 | — | (株)ホンザキ「HBC-6TA3」 |
| 配食室用温蔵庫 | 1 台 | 1 台 | 松戸(株)ニチワ「HS-1200SB」 柏 (株)フジマック「FEW-8X」 |
| 配食室用保冷庫 | 1 台 | 1 台 | (株)福島産業「PRD-40RMTA」 |
| 製氷機 2 号 | 1 台 | — | 大和冷機(株)「DRI150WM1」 |
| 製氷機 4 号 | — | 1 台 | 大和冷機(株)「DRI75LM1」 |
| 保温配食缶・炊飯釜 | 50 個 | 2 個 | 象印(株)「NH-YG18」 |

c) 経費負担区分

- 1) 本委託業務に伴う電気, ガス, 水道等の使用料及び以下の維持管理費用は官側負担とする。
- 2) 給食器材の点検・修理に関する費用
- 3) 残飯処理・油水处理に関する費用
- 4) 現場責任者は, 作業従事者等の故意又は過失により食材, 施設及び設備等に損害を与えた場合は, 速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに, 官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において, 速やかに現状復帰するものとする。

5.4 受託者の経費区分

5.3. c)において官側負担とした費用を除き, 作業従事者等の被服, 清掃用具, 洗剤, 事務用品, 保健衛生消耗品及び各種検査等の本委託業務に必要なすべての経費は, 受託者負担とする。

5.5 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は, 翌年度年4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は, 当該引継ぎが平成当該年度内3月31日までに完了するよう協力しなければならないものとする。

5.6 仕様書に関する疑義

受託者は, この仕様書に疑義が生じた場合は, 契約担当官と協議するものとする。

表1-令和3年度給食業務部外委託予定表（松戸駐屯地）

| 月 | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 備 考 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----------------------|
| 日 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | |
| 1 | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 火 | ○ | 1 平日 ○ 2 土日祝シフト ◎ |
| 2 | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 水 | ○ | |
| 3 | 土 | ◎ | 月 | ◎ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ◎ | 金 | ○ | 月 | ◎ | 木 | ○ | 木 | ○ | |
| 4 | 日 | ◎ | 火 | ◎ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 金 | ○ | |
| 5 | 月 | ○ | 水 | ◎ | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 土 | ◎ | |
| 6 | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 日 | ◎ | |
| 7 | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 月 | ○ | |
| 8 | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 火 | ○ | |
| 9 | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ◎ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 水 | ○ | |
| 10 | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ◎ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ◎ | 木 | ○ | 木 | ○ | |
| 11 | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ◎ | 土 | ◎ | 月 | ◎ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ◎ | 金 | ○ | |
| 12 | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ◎ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 土 | ◎ | |
| 13 | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ◎ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 日 | ◎ | |
| 14 | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 月 | ○ | |
| 15 | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 火 | ○ | |
| 16 | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 水 | ○ | |
| 17 | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 木 | ○ | |
| 18 | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 金 | ○ | |
| 19 | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ◎ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 土 | ◎ | |
| 20 | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ◎ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 日 | ◎ | |
| 21 | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 月 | ◎ | |
| 22 | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 火 | ○ | |
| 23 | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ◎ | 土 | ◎ | 火 | ◎ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ◎ | 水 | ○ | |
| 24 | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 木 | ○ | |
| 25 | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 金 | ○ | |
| 26 | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 土 | ◎ | |
| 27 | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 月 | ◎ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 日 | ◎ | |
| 28 | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 火 | ◎ | 金 | ○ | 月 | ○ | 月 | ○ | |
| 29 | 木 | ◎ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ◎ | 土 | ◎ | / | / | 火 | ○ | |
| 30 | 金 | ◎ | 日 | ◎ | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | ◎ | 火 | ○ | 木 | ◎ | 日 | ◎ | / | / | 水 | ○ | |
| 31 | / | / | 月 | ○ | / | / | 土 | ◎ | 火 | ○ | / | / | 日 | ◎ | / | / | 金 | ◎ | 月 | ○ | / | / | 木 | ○ | |
| 平日勤務○ | 20 | | 18 | | 22 | | 21 | | 17 | | 20 | | 20 | | 20 | | 18 | | 19 | | 18 | | 22 | | 235 |
| 休日勤務◎ | 10 | | 13 | | 8 | | 10 | | 14 | | 10 | | 11 | | 10 | | 13 | | 12 | | 10 | | 9 | | 130 |
| 月間勤務日数 | 30 | | 31 | | 30 | | 31 | | 31 | | 30 | | 31 | | 30 | | 31 | | 31 | | 28 | | 31 | | 365 |

表1－令和3年度給食業務部外委託予定表（柏高射教育訓練場）

| 月 | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 備 考 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|------|
| 日 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | 曜日 | 勤務 | |
| 1 | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 火 | ○ | 平日 ○ |
| 2 | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 水 | ○ | |
| 3 | 土 | / | 月 | / | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | / | 金 | ○ | 月 | / | 木 | ○ | 木 | ○ | |
| 4 | 日 | / | 火 | / | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 金 | ○ | |
| 5 | 月 | ○ | 水 | / | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 土 | / | 土 | / | |
| 6 | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 日 | / | |
| 7 | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 月 | ○ | |
| 8 | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 火 | ○ | |
| 9 | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | / | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 水 | ○ | |
| 10 | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | / | 火 | / | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | / | 木 | ○ | 木 | ○ | |
| 11 | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | / | 土 | / | 月 | / | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 金 | / | 金 | ○ | |
| 12 | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 月 | ○ | 木 | / | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 土 | / | 土 | / | |
| 13 | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | / | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 日 | / | |
| 14 | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 月 | ○ | |
| 15 | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 火 | ○ | |
| 16 | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 水 | ○ | |
| 17 | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 木 | ○ | |
| 18 | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 金 | ○ | |
| 19 | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 月 | / | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 土 | / | 土 | / | |
| 20 | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | / | 水 | ○ | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 日 | / | |
| 21 | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 月 | / | |
| 22 | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 火 | ○ | |
| 23 | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | / | 土 | / | 火 | / | 木 | ○ | 日 | / | 水 | / | 水 | ○ | |
| 24 | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 木 | ○ | |
| 25 | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 金 | ○ | |
| 26 | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 月 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 土 | / | 土 | / | |
| 27 | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 月 | / | 木 | ○ | 日 | / | 日 | / | |
| 28 | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 火 | / | 金 | ○ | 月 | ○ | 月 | ○ | |
| 29 | 木 | / | 土 | / | 火 | ○ | 木 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 水 | / | 土 | / | / | / | 火 | ○ | |
| 30 | 金 | ○ | 日 | / | 水 | ○ | 金 | ○ | 月 | ○ | 木 | ○ | 土 | / | 火 | ○ | 木 | / | 日 | / | / | / | 水 | ○ | |
| 31 | / | / | 月 | ○ | / | / | 土 | / | 火 | ○ | / | / | 日 | / | / | / | 金 | / | 月 | ○ | / | / | 木 | ○ | |
| 平日勤務○ | 21 | 17 | 22 | 21 | 17 | 20 | 20 | 20 | 18 | 19 | 18 | 22 | 235 | | | | | | | | | | | | |
| 月間勤務日数 | 21 | 17 | 22 | 21 | 17 | 20 | 20 | 20 | 18 | 19 | 18 | 22 | 235 | | | | | | | | | | | | |

表 3 - 1 調 理 工 程 (松戸駐屯地)

| | | |
|-----|--|--------------------------------------|
| 平日 | | <p>備 考</p> <p>作業工程時間 1 1 時間</p> |
| 土日祝 | | <p>備 考</p> <p>作業工程時間 7. 5 時間</p> |
| 備 考 | | |

表3-1 調理工程 (柏高射教育訓練場)

| | | |
|-----|---|---------------|
| 平日 | <p>0900 1000 1100 1200 1300 1400 1500 1600 1700 1800</p> <p>0930 1130 1330 1500 1630 1800</p> <p>調理 配食 給食器材の洗浄・整備・格納 調理・仕込み 配食 給食器材の洗浄・整備・格納</p> <p>4時間 3時間</p> | 備考 |
| 土日祝 | | 備考 |
| 備考 | | 作業工程時間 0時間 |